

2019年4月3日

各 位

管理会社名 ブラックロック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役会長 井澤 吉幸
問合せ先 法務部 猪浦 純子
(TEL. 03-6703-7940)

上場 ETF の約款変更のお知らせ

ブラックロック・ジャパン株式会社を管理会社とする上場 ETF について、下記の通り約款変更を行なうことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 約款変更の対象となるファンド名称 (銘柄コード)

i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)	(1 4 8 2)
i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)	(1 4 9 6)
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF (為替ヘッジあり)	(1 4 9 7)
i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF	(1 6 5 6)

2. 変更の内容 (カッコ内は各ファンドの約款の該当条文)

- ① 連続する海外休業日および国内休業日において、ファンドが資金不足に陥る可能性があるとは判断される場合、追加設定・一部解約申込を受け付けない旨を約款に明記します。
(第 16 条、第 52 条 (「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)」は第 54 条) および付表)
- ② 計算期間終了日目の追加設定・一部解約申込不可日について変更します (「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)」を除く。)
(第 16 条および第 52 条)
- ③ 一部解約金支払開始日を一部解約請求日から起算して 4 営業日目に変更します (「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)」を除く。)
(第 49 条)

当約款変更の内容の詳細については、別紙の新旧対照表をご参照ください。

・東京証券取引所での取引日の変更ではありません。

3. 変更の理由

- ① 連続する海外休業日および国内休業日の影響によりファンドが資金不足に陥ると判断される場合については、現在も追加設定・一部解約の受け付けを行っていませんが、当該事項について、約款においても明確に記載しておくことが受益者の利益に資するとの判断から、所要の変更を行いません。
- ② 株式等の決済期間が短縮化されることに伴い、追加設定・一部解約申込不可日の記載を変更します。
- ③ 株式等の決済期間が短縮化されることに伴い、一部解約代金の支払開始日を変更します。

4. 約款変更と書面決議の手続き等

当約款変更は、重大な約款変更には該当しないため、書面決議は行いません。

5. 変更の日程

- ①約款の届出日 2019 年 4 月 11 日 約款変更日 2019 年 4 月 12 日
- ②約款の届出日 2019 年 4 月 11 日 約款変更日 2019 年 7 月 16 日
- ③約款の届出日 2019 年 4 月 11 日 約款変更日 2019 年 7 月 16 日

別紙 約款 新旧対照表

追加型証券投資信託 「i シェアーズ・コア 米国債 7-10 年 ETF (為替ヘッジあり)」

変更日：2019 年 4 月 12 日

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 委託者は、委託者が本約款付表に<u>規定する時刻</u>までに取得申込をした指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および指定参加者の取次ぎにより取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。））に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権について、委託者が定める一定の口数単位をもって取得申込に応じることができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. <u>付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および価額]</p> <p>第16条 委託者は、委託者が本約款付表に<u>定める時限</u>までに取得申込をした指定参加者（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および指定参加者の取次ぎにより取得申込を行なう者（以下「取得申込者」といいます。））に対し、第9条第1項の規定により分割される受益権について、委託者が定める一定の口数単位をもって取得申込に応じることができるものとします。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込<u>み</u>に応じないことがあります。</p> <p>1. <u>ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨーク市の銀行の休業日</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[信託の一部解約]</p> <p>第54条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が本約款付表に<u>規定する時刻</u>までに、委託者が定める一定の口数単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. <u>付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[信託の一部解約]</p> <p>第54条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者が本約款付表に<u>定める時刻</u>までに、委託者が定める一定の口数単位をもって一部解約の実行を請求することができます。</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. <u>ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨーク市の銀行の休業日</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
付表	付表
<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. <u>約款第16条第3項に規定する「付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難</u></p>	<p>1. ～2. (省略)</p> <p>(新設)</p>

と委託者が判断する日」または約款第54条第3項に規定する「付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」は、次の通りとします。

・ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨーク市の銀行の休業日

・連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当投資信託において資金不足が生じる可能性がある」と、委託者が認めたとき

変更日：2019 年 4 月 12 日

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. <u>付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. <u>ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨーク市の銀行の休業日</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. <u>付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. <u>ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨーク市の銀行の休業日</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
付表	付表
<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. <u>約款第16条第3項に規定する「付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」または約款第52条第3項に規定する「付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日」は、次の通りとします。</u></p> <p><u>・ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨーク市の銀行の休業日</u></p> <p><u>・連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当投資信託において資金不足が生じる可能性がある</u>と、委託者が認めるとき</p>	<p>1. ～2. (省略)</p> <p>(新設)</p>

変更日：2019年7月16日

新	旧
<p>[受益権の申込単位および価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込みに応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 一部解約金（第52条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として<u>4</u>営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦ (省略)</p>	<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い]</p> <p>第49条 (省略)</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 一部解約金（第52条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として<u>5</u>営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦ (省略)</p>
<p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで</p>	<p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日まで</p>

<p>の間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. （省略） （以下省略）</p>	<p>の間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. （省略） （以下省略）</p>
---	---

追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米ドル建て投資適格社債 ETF (為替ヘッジあり)」
 追加型証券投資信託 「i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 ETF (為替ヘッジあり)」

変更日：2019年4月12日

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. 付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日</p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額]</p> <p>第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. 付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日 <u>(以下「取得申込不可日」といいます。)</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. 付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日</p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[信託の一部解約]</p> <p>第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. 付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日 <u>(以下「一部解約請求不可日」といいます。)</u></p> <p>2. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
付表	付表
<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. 約款第16条第3項に規定する「<u>付表に規定する投資対象有価証券への投資を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日</u>」および約款第52条第3項に規定する「<u>付表に規定する保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託者が判断する日</u>」は、次の通りとします。</p> <p>・<u>ニューヨーク証券取引所の休場日</u></p> <p>・<u>連続する海外の休業日・休場日等または日本の休業日・休場日等により、当投資信託において資金不足が生じる可能性がある</u>と、委託者が認めたと<u>き</u></p> <p>4. (省略)</p>	<p>1. ～2. (省略)</p> <p>3. 約款第16条第3項に規定する「<u>取得申込不可日</u>」および約款第52条第3項に規定する「<u>一部解約請求不可日</u>」は、次の通りとします。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休場日</p> <p>4. (省略)</p>

新	旧
<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>	<p>[受益権の申込単位および申込価額] 第16条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. (省略)</p> <p>(以下省略)</p>
<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第49条 (省略)</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 一部解約金（第52条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として<u>4</u>営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦ (省略)</p>	<p>[収益分配金、償還金および一部解約金の支払い] 第49条 (省略)</p> <p>②～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 一部解約金（第52条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として<u>5</u>営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）により、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>⑦ (省略)</p>
<p>[信託の一部解約] 第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>2</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日</p>	<p>[信託の一部解約] 第52条 (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ 前2項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日および期間については、受益権の一部解約の実行の請求に応じないことがあります。</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 第42条に定める計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日</p>

<p>までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>3</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. （省略）</p> <p>（以下省略）</p>	<p>までの間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の<u>4</u>営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）</p> <p>3. ～4. （省略）</p> <p>（以下省略）</p>
--	--

以上